

~~~ お 知 ら せ ~~~

一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会

療
育
相
談

県の委託事業

= 相談は、次の4地区と県育成会の事務局で行っています =

地 区	相 談 日	場 所:連 絡 先	
備南地区	毎週月曜日	NPO法人かもめ 0863-21-3758	
井笠地区	随 時	井笠地区各市町福祉課	
津山地区	月1回 第1木曜日	津山市総合福祉会館 0868-23-5135	
新見地区	月1回 第3水曜日	新見市総合福祉センター 0867-72-6126	
県事務局	第2、4火曜日	育成会事務局(きらめきプラザ) 086-226-3538	

☆ 相談を受けたい方は、まず、電話で連絡をしてください。

*津山地区は、相談日に津山市総合福祉会館にお越しください。

☆ 相談内容は、就学・進路、就労、療育、教育、生活などです。内容によっては、精神科医、弁護士、社会福祉士などの相談を受けることができます。また、専門機関などの紹介をします。

☆ 相談は無料です。

知的障害者相談員

療育相談の担当は、地区の知的障害者相談員と県育成会事務局の担当者です。

県下の市町村には、市町村から委嘱された知的障害者相談員がいます。相談員は、障害のある子どもを持つ保護者やその兄弟姉妹、障害児教育に携わってきた人が委嘱を受けています。

同じ悩みを抱えてきた仲間として、専門機関や専門家と連携しながら相談活動を行っています。

☆ お住まいの地域の相談員は、各市町村または県手をつなぐ育成会にお問い合わせください。

県の委託事業

平成19年度から始まった委託事業で、昨年度までに22名の方が研修を受けています。この研修を契機に新しい就労先が見つかった人もいます。

昨年度までの研修場所は県庁、県民局（備前＝岡山市 備中＝倉敷市 美作＝津山市）で、今年度もこの内の3カ所になると思われます。通勤が可能であれば、他の市町村からの応募も可能です。

〈応募の条件〉 ①満18歳以上 ②療育手帳所持者 ③その他

〈募集人数〉 3名

〈募集期間〉 7月下旬～8月上旬

〈研修期間〉 9月～11月の3か月

〈奨励金〉 勤務(研修)時間に応じた奨励金が出ます。

旅費は実費が支払われます

☆8月中旬に、選考会を開き、応募者の中から3名の研修生を決定します。

上記は、昨年度の内容ですが、平成26年度も同じ内容になると思われます。

☆ 7月下旬に募集要項を育成会のホームページに掲載します。

☆ 地域で希望者がいる場合は、地域連絡協議会または県育成会事務局まで問い合わせください。

県の委託事業**希望がある場合は6月13日（金）までに県事務局に連絡を**

知的障害のある人のボランティア活動を支援する事業で、県から助成金が出ます。この2年間に委託を受けた団体は、次のとおりです。

○平成24年度 岡山ももの会（本人の会） もも太郎通りの清掃

○平成25年度 津山なかまあげ（本人の会） おもちや図書館の清掃

〈条件〉

- ・月1回程度のボランティア活動を行うこと
- ・地域社会へのボランティア活動で、施設内での清掃活動等は対象になりません。
- ・活動計画と活動状況等の報告が必要です。
- ・本人の会だけでなく、知的障害のある人のグループでのボランティア活動も対象になります。この場合は、知的障害者がボランティア活動を円滑に行えるよう連絡調整、助言等を行う支援者の登録が必要になります。

☆ ボランティア活動の場所で利用者の方と自然な交流も図ることができ、社会貢献の意味合いからも、これから大事にしていかなければならない活動だと思います。ただし、1団体のみの委託になりますので、複数の希望があった場合は、県の事務局で決定させていただきますので、ご了承ください。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別 解消法

が制定されました



障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布されました。(平成28年4月1日施行)

障害者差別解消法とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的な内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明^{*}があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(以下では「合理的配慮」と呼びます。)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

*知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

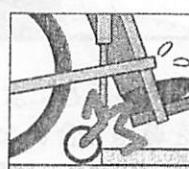


社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度(利用しにくい制度など)
- ③慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④観念(障害のある方への偏見など)

などがあげられます。



例 街なかの段差
3センチ程度の段差で車椅子は通り抜けられません。



例 書類
難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ
すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含みます。	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法Q&A

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することなどが挙げられます。

Q 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

Q 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。

また、「対応要領」「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。

相談や紛争解決の仕組みについて

障害のある方からの相談や紛争解決に関しては、すでに、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局・地方法務局・人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応しています。この法律では、すでにある機関の活用などにより、その体制の整備を図ることにしています。

障害者差別解消法Q&A

Q 行政機関が「不当な差別的取扱い」を行ったり「合理的配慮」を行わないときの相談窓口はどこですか？

A その行政機関の苦情相談等窓口等にお申し出ください。

行政機関の職員の対応に問題がある場合などは、まずは、その職員が所属する行政機関の苦情相談等の窓口に申し出ることが考えられます。そのほか、例えば、行政相談委員による行政相談や、人権に関わる相談であれば法務局や地方法務局などに相談することも考えられます。

Q 雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の対象になるのですか？

A 雇用については、障害者雇用促進法に定めるところによります。

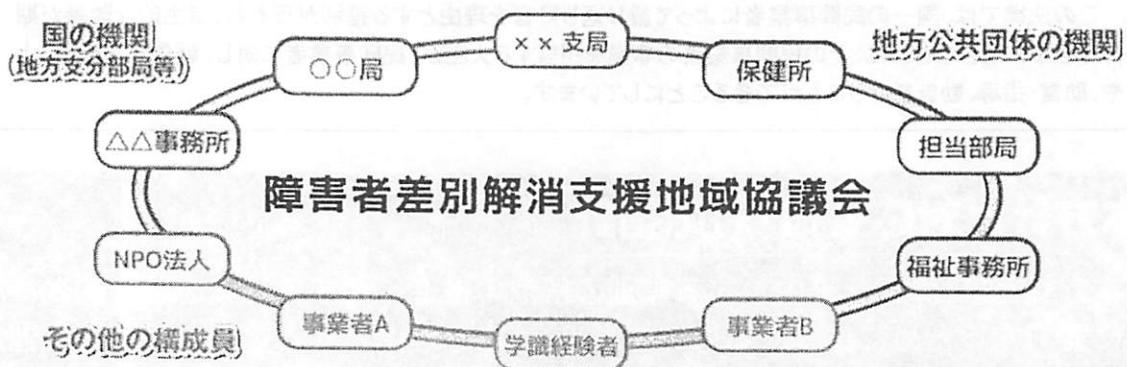
雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

障害者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織することにしています。

協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組が行われることをねらいとしています。

●組織イメージ図



※どのような機関を構成員とするかは、各協議会の判断



内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 障害者施策担当

障害者施策

〒100-8970 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎4号館
内閣府 代表:03-5253-2111 Fax:03-3581-0902 ホームページ <http://www8.cao.jp/shougai/index.html>

障害のある人への虐待を防ぎましょう!

～誰もが安心して暮らせる岡山県に～



障害者虐待防止法を知っていますか？

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、平成24年10月1日から施行され、虐待によって障害のある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害のある人の安定・安心した生活や社会参加を進めるために、みんなで虐待の防止に取り組んでいきましょう。



おかやまけん
岡山県
おかやまけんしゃかいふくししかい
岡山県社会福祉士会



障害のある人への虐待は 絶対に許されるものではありません

■ 虐待は障害のある人の尊厳をおびやかし、自立や社会参加をさまたげます。絶対にあってはならないことですが、虐待と気付かないままに起きている恐れもあります。

- 特定の人や家族、場所ではなく、どこの家庭でも起こりうる問題
- 虐待している人に、虐待している認識がない場合がある(しつけや指導と思っているなど)
- 虐待をされている人が虐待だと認識できないので、自分から被害を訴えられない場合がある

ある



Point

みなさん一人ひとりが、この問題を認識して、小さな兆候を見逃さず、早期に発見することが大切です

■ 障害のある人とは

「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他心身の機能に障害があり、その障害や社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を言います

※障害者手帳を取得していない場合も含まれます

■ 障害者虐待の種類

障害者虐待防止法では、特に次の3種類の虐待について定めています

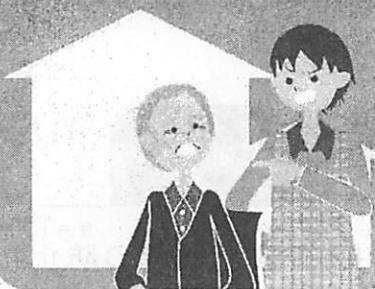
①養護者(家族・親族)などによる虐待

障害のある人の生活の世話や金銭管理などを行っている家族・親族、同居人などによる虐待



②障害者福祉施設従事者などによる虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待



③使用者による虐待

障害のある人を雇っている事業主などによる虐待



■ 保健・医療・福祉等関係者の責務

①障害者福祉施設設置者等、使用者など

- ・従事者や労働者に対する研修の実施
- ・障害のある人や家族からの苦情処理体制の整備

②学校、保育所等の長、医療機関の管理者など

- ・職員、その他関係者(児童、生徒、学生を含む)に対する研修・普及啓発の実施
- ・障害のある人に対する相談体制の整備、虐待に対処するための措置

施設で生活しているAさんは、障害のため、思い通りにならないと、急に暴れ、周りに手をあげることがあります。

ある日、他の利用者に手をあげそうになったAさんに対し、施設職員が手を払い、「やってはダメと何度も言っているだろう」と怒りました。それを見ていた他の職員は…

事業所で働くBさんは、当直の日になると事業所の作業主任に呼び出され、性的な関係を持っていました。

Bさんは拒否していましたが、「首にならてもいいのか」と脅され、誰にも相談できずにいました。

ある日Bさんは、思い切って同じ事業所で働く女性職員に相談しました。相談を受けた女性職員は…

工場で働くCさんは、障害のため度々ミスをしていました。もともと厳しい性格の工場長は、Cさんのミスに対しフォローしながらも、「どうして分からない」「何度も言えばいいんだ」といつも大声で怒鳴っていました。

毎日出勤していたCさんは次第に休みがちになってしましました。周りの従業員は…

これって虐待?!

虐待は日常の中にも潜んでいます

社会に暮らす全員が「見逃さない・見過ごさない」の意識を持つことが大切です。

もしかして…と思った時点ですぐに相談窓口へ連絡してください。虐待の拡大を食い止めましょう。

障害者施設に通っているDさんは、母の死後兄と暮らし始めました。Dさんは、兄にお金の管理を任せていきましたが、しばらく経つと生活費がほとんど貯めなくなりました。Dさんは次第にやせ細り、施設に通わなくなる日も増えてきました。

真面目に気付いた施設職員は

障害者施設に入所しているEさんは、隣の部屋のFさんと仲が悪く、殴り合いのけんかをして、怪我をすることも時々ありました。施設の職員は、「2人の問題だから、仕方がない」とけんかに対して何の対策もしていませんでした。

ある日Eさんは、Fさんに殴られたことで転倒し骨折してしまった…

知的障害のあるGさんは、公的なサービスは利用せず、母の支援を受けながら、母と一緒に生活を送っていました。

ある日、母が病氣で倒れ、Gさんは一人暮らしとなってしまいました。Gさんの家には、ゴミが溜まり悪臭がするようになりました。運営に気付いた施設の人は

こんなことが虐待にあたります

*障害のある人に対する虐待は、次の5種類に分類されます

身体的虐待

暴力や体罰などによって、障害のある人の身体に傷や苦痛を加えること

例

平手打ちをする、殴る、蹴る、つねる、
食べ物や飲み物を無理やり口に入れる、
部屋に閉じ込める、
ベッドなどに縛り付けるなど



サイン

- 顔や体に不自然な傷やあざがしばしば見られる
- おどおどしている・急におびえる・泣きだす
- 傷やあざの理由の説明が言う度に違っている
- 背中など、服に隠れた部分にも傷やあざがある
- 不自然に身を守るような動作をする

性的虐待

無理やり(または同意と見せかけて)性的な行為をすることや、性的な行為をさせること

例

性交、性器への接触、裸にする、
キスをする、わいせつな言葉を発する、
わいせつな映像を見せるなど



サイン

- 肛門や性器からの出血や傷がみられる
- ひわいな言葉を発するようになる
- 急に、異性の身体を触るようになる
- 性器の痛みやかゆみを訴える
- 性器をいじる
- 人目を避けたがるようになる

心理的虐待

脅しや侮辱などによって精神的に苦痛を与える

例

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、
仲間に入れないと差別的な扱いをする、
子ども扱いをする
意図的に無視をする、
ひどく叱りつける、
話しかけられてもわざと無視をするなど



サイン

- かきむしるなど自分の身体を自分で傷つける
- 睡眠が不規則になる、夢にうなされる
- 過食・拒食をする、体重の変動が激しい
- 「死にたい」などと口走る
- かみつくなど攻撃的な態度を示す
- おびえる、パニックを起こす
- 表情が無くなる、無気力になる

参考

*虐待を受けている人が18歳未満の場合…児童虐待防止法の適用となります。養護者への支援は被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用されます。

虐待を受けている人が65歳以上の場合…障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法いずれも適用されます

放棄・ （放任） ネグレクト

障害のある人の世話や介護、介助を怠り、 生活環境や心身の状態を悪化（衰弱）させること

※施設・職場においては、施設の長や使用者が、施設（職場）内で起きている虐待を放置することなども該当

例

十分な食事や水分を与えないなどの必要な介助をしない、
劣悪な住環境の中で生活させる、
必要な医療や福祉のサービスを受けさせない、
同居人などによる障害のある人への虐待を放置する、
利用者同士の虐待を放置する、
従業員からの虐待を放置するなど

サイン

- 衣服や髪の汚れ、体臭がひどい
- 支援しようとする人を避ける
- 学校や職場に出てこようとしない
- 外でガツガツ食べる、体重が増えない
- 部屋から異臭がする



経済的虐待

本人を騙したり、同意なしに、財産、年金、賃金、預貯金を使うこと、 理由無く金銭を与えない行為

年金や賃金を渡さない、
本人の同意なしに預貯金などを
処分・運用する、
生活に必要な金銭を渡さないなど

サイン

- 賃金や年金などの収入を得ているのに貧しい身なりで、
お金を使っている様子が見られない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない



セルフネグレクト（自己放任）

※障害者虐待防止法による明確な規定はありませんが取扱に準じた支援を行うことが必要とされています

自らの意思で、またはその障害の状態などのために生活に関する能力や意欲が
低下し自らの世話が出来なくなり、他者に対して援助を求めず放置している
など、客観的にみて本人の人权が侵害されていること

サイン

- 屋間でも雨戸が閉まっている
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
- 郵便物がたまたまま放置されている
- 支援者が相談に乗ろうとしても、拒否しあきらめの態度が見られる
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする



※配偶者や内線関係の間に起こる暴力の場合は、障害者虐待として取り扱われますが、配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等に関する法律（通称：DV防止法）の対象にもなります

Question

虐待に気付いたらどうしたらいいのですか？



障害者虐待の早期発見が大切です。 迷わずにご連絡ください!!

障害のある人が、家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されていることに気付いた人は、ひとりで抱え込まないで、すみやかに担当窓口に連絡、相談してください。地域ぐるみでの早めの対応や支援が、虐待されている障害のある人やその家族などが抱える課題の解決につながります。

※通報や届出した人の情報は守秘義務によって守られています。また、通報者は通報等をしたことを理由に解雇や不利益な取り扱いをされることが禁止されています。なお匿名による通報もできます。

■ 養護者(家族など)への支援も大切です

障害者虐待では、虐待している側の養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、自分でも歯止めがきかなくなっていることがあります。虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することで養護者の抱える課題を解決し、虐待の悪循環を止めましょう。

サポート例

介護の負担を軽くする

障害者福祉サービスの利用で、介護の負担を減らし、休息する時間をつくる

ストレスの軽減

カウンセリングの利用や家族会議などの参加で心の負担を減していく

専門的な支援をする

養護者の障害や病気、経済的な問題など、必要に応じた専門機関につなぐ

知識や技術を増やす

虐待につながらないよう、必要な障害に関する介護技術や知識を提供する

成年後見制度の活用

成年後見制度は知的障害や精神障害などによって判断能力が十分でない人を助ける制度です。預貯金など財産の管理やさまざまな契約などを本人に代わって判断して、経済的虐待や悪質商法から障害のある人を守ってくれます。虐待する養護者が反対した場合も、障害のある人を保護するために、市町村の判断で申し立てをすることができます。

虐待かなつと思ったら…

お住まいの市町村にある「市町村障害者虐待防止センター」へご連絡ください

あなたの勇気ある一声が必要です

障害者虐待に関する窓口一覧

H25.12月末現在

養護者・福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待の通報・届出等窓口(市町村障害者虐待防止センター)

市町村名	連絡先	TEL	FAX	受付時間
岡山市	◎岡山市役所 障害福祉課 保健管理課	岡山市北区鹿田町 1-1-1 086-803-1278 086-803-1279	086-803-1755 086-803-1756	平日のみ (8:30 ~ 17:00)
	◎地域活動支援センターI型			
	地域サポートセンター 仲よし	岡山市北区広瀬町 10-9 086-223-1181	086-223-1182	
	地域活動支援センター 旭川荘	岡山市北区祇園 866 086-275-4518	086-275-9323	
	ひらた旭川荘地域活動支援センター	岡山市北区平田 407 086-245-7361	086-245-7385	
	障害者生活支援センター こらーれ	岡山市北区建部町福渡 834-2 0867-22-5200	0867-22-5201	
	地域活動支援センターばる・おかやま	岡山市中区浜 475-5 086-270-3322	086-273-9692	
	支援センター・コンドル	岡山市南区浦安本町 208-6 086-261-7228	086-261-7886	
	サポートセンター かけはし	岡山市東区西大寺上 3-2-1 1階 086-206-3127 080-8231-3111	086-206-3128	夜間・休日
	倉敷市障がい福祉課	倉敷市西中新田 640 086-426-3305	086-421-4411	平日のみ (8:30 ~ 17:15)
倉敷市	【倉敷市障がい者虐待防止対策事業受託者】 相談支援センターひまわり	倉敷市水島相生町 13-6 086-446-1511	086-441-0344	24 時間(※)
	津山地域障害者虐待防止センター	津山市二宮 80-1 080-2934-1750	0868-28-7330	24 時間(※)
玉野市	玉野市役所福祉政策課障害者福祉係	玉野市宇野 1-27-1 0863-32-5556 0863-32-5588	0868-31-9179	平日のみ (8:30 ~ 17:15) 夜間・休日
	笠岡市地域福祉課障害者福祉グループ (笠岡市障害者虐待防止センター)	笠岡市中央町 1-1 0865-69-2133 0865-69-2111	0865-69-2182	平日のみ (8:30 ~ 17:15) 夜間・休日
井原市	井原市役所福祉課障害者福祉係 (井原市障害者虐待防止センター)	井原市井原町 311-1 0866-62-9518 0866-62-9555	0866-62-9310	平日のみ (8:30 ~ 17:15) 夜間・休日
	総社市障がい者虐待防止センター (総社市役所保健福祉部福祉課障がい福祉係)	総社市中央 1-1-1 0866-92-8269 0866-92-8200	0866-92-8385 0866-92-8300	平日のみ (8:30 ~ 17:15) 夜間・休日
高梁市	高梁市障害者虐待防止センター (たかはし松風寮指定相談支援事業所)	高梁市落合町阿部 2528-1 0866-22-7103	0866-22-0515	24 時間(※)
	高梁市健康福祉部福祉課障害福祉係		0866-21-0284 0866-23-1433	平日のみ (8:30 ~ 17:15)
新見市	新見市障害者地域活動支援センター (ほほえみ広場にいみ)	新見市高尾 2488-13 0867-71-2166	0867-71-1022	日曜日から金曜日 (9:00 ~ 18:00)
	新見市福祉課 (新見市障害者虐待防止センター)	新見市新見 310-3 0867-72-6126 0867-72-6111	0867-72-1407	平日のみ (8:30 ~ 17:15) 夜間・休日
	新見市役所			
備前市	備前市役所社会福祉課障がい者福祉係	備前市東片上 126 0869-64-1824 0869-64-3301	0869-64-1847 0869-64-3845	平日のみ (8:30 ~ 17:15) 夜間・休日
	備前市役所			
	地域生活支援センター バレット	備前市西片上 193-1 0869-63-7200	0869-63-7500	平日のみ (8:30 ~ 17:15)
瀬戸内市	瀬戸内市保健福祉部福祉課	瀬戸内市長船町土師 277-4 0869-26-5943	0869-26-8002	平日のみ (8:30 ~ 17:15)
	瀬戸内市役所		0869-22-1111	夜間・休日

市町村名	連絡先	TEL	FAX	受付時間
赤磐市	赤磐市障害者虐待防止センター (赤磐市役所社会福祉課内)	赤磐市下市 344	086-955-1115	086-955-1118
			086-955-1111	平日のみ (8:30 ~ 17:15) 夜間・休日
真庭市	真庭市障害者虐待防止センター (真庭市健康福祉部福祉課)	真庭市久世 2927-2	0867-42-1581	0867-42-1369
			0867-42-1111	0867-42-1173 平日のみ (8:30 ~ 17:15) 夜間・休日
美作市	美作市障害者虐待防止センター	美作市江見 945	0868-72-1158	0868-75-1118
	美作市社会福祉課	美作市北山 390-2	0868-72-7701	0868-72-7702
	美作市役所	美作市栄町 38-2	0868-72-1111	平日のみ (8:30 ~ 17:15) 夜間・休日
浅口市	浅口市障害者虐待防止センター	浅口市鴨方町鴨方 2244-26	0865-44-7007	0865-44-7110 24 時間(※)
和気町	和気町健康福祉課(本庁舎)	和気郡和気町尺所 555	0869-93-3681	0869-92-0121 24 時間(※)
	和気町総務福祉課(佐伯庁舎)	和気郡和気町矢田 305	0869-88-1103	0869-88-0963 24 時間(※)
	東備地域生活支援センター	和気郡和気町和気 702	0869-93-2565	0869-93-2446 24 時間(※)
早島町	早島町役場福祉課	都窪郡早島町前瀬 360-1	086-482-2483	086-483-0564 24 時間(※)
里庄町	里庄町役場健康福祉課	浅口郡里庄町里見 1107-2	0865-64-7211	0865-64-7236 24 時間(※)
矢掛町	矢掛町役場保健福祉課	小田郡矢掛町矢掛 3018	0866-82-1013	0866-82-9061 24 時間(※)
新庄村	新庄村役場住民福祉課	真庭郡新庄村 2008-1	0867-56-2646	0867-56-7044 24 時間(※)
鏡野町	津山地域障害者虐待防止センター	津山市二宮 80-1	0868-28-7335	0868-28-7330 24 時間(※)
	鏡野町役場保健福祉課	苦田郡鏡野町竹田 660	0868-54-2986	0868-54-2891 24 時間(※)
勝央町	勝央町役場健康福祉部	勝田郡勝央町平 242-1	0868-38-7102	0868-38-7103 平日のみ (8:30 ~ 17:15)
			0868-38-3111	夜間・休日
奈義町	奈義町役場健康福祉課	勝田郡奈義町豊沢 327-1	0868-36-6700	0868-36-6772 平日のみ (8:30 ~ 17:15)
			0868-36-4111	夜間・休日
西粟倉村	西粟倉村役場保健福祉課	英田郡西粟倉村大字影石 95-3	0868-79-7100	0868-79-7101 平日のみ (8:30 ~ 17:15)
	西粟倉村役場	英田郡西粟倉村大字影石 2	0868-79-2111	夜間・休日
久米南町	久米南町役場保健福祉課	久米郡久米南町下弓削 502-1	0867-28-4411	0867-28-2749 24 時間(※)
美咲町	美咲町役場保健福祉課	久米郡美咲町原田 1735	0868-66-1129	0868-66-2038 24 時間(※)
吉備中央町	吉備中央町役場福祉課	加賀郡吉備中央町豊野 1-2	0866-54-1317	0866-54-1306 24 時間(※)

やかん さゅうじつけつけ ないようかくにん よくかいちょうび
※FAX の夜間・休日受付の内容確認は、翌開庁日になります。

しょうしゃ しょうがいしゃざくたい つうぼう とどけでとうまどぐち もかやまけんしょうがいしゃけんりょうご
使用者による障害者虐待の通報・届出等窓口 (岡山県障害者権利擁護センター)

市町村名	連絡先	TEL	FAX	受付時間
岡山県	岡山県障害者権利擁護センター (一社)岡山県社会福祉士会	岡山市北区石関町 2-1 岡山県総合福祉社会館 6 階	086-226-6100	086-226-6111 平日のみ (8:30 ~ 17:15) 夜間・休日は 留守番電話

やかん さゅうじつけつけ ないようかくにん よくかいちょうび
※夜間・休日受付の内容確認は、翌開庁日になります。



発達障害に係る市町村相談窓口一覧

平成25年11月1日現在

管轄県民局	市町名	相談窓口名称	住 所	電 話 番 号	備考(開設曜日・時間など)
備前局	玉野市	たまの発達障害者支援センター	706-0001 玉野市田井5-24-8	0863-32-0705	月～金 9:00～17:00 (祝祭日を除く)
	備前市	社会福祉課	705-8602 備前市東片上126	0869-84-1824	火曜日13:00～16:00 (祝祭日を除く) (要予約)
	瀬戸内市	福祉課	701-4264 瀬戸内市長船町土師277-4	0869-26-5943	月～金 8:30～17:15 (祝祭日を除く)
	赤磐市	あかいわ発達障害支援センター	709-0826 赤磐市和田12-2(山陽児童館内)	086-229-1150	月～金9:00～18:00 (祝祭日・年末年始を除く)
	和気町	健康福祉課	709-0495 和気町尺所555番地	0869-83-3681	月・水・金 8:30～17:15 (祝祭日を除く)
備中局	倉敷市	倉敷発達障がい者支援センター	710-0002 倉敷市生坂836-1	086-464-0015	月～金 9:00～17:00 (祝祭日を除く)
	笠岡市	子育て支援課	714-8601 笠岡市中央町1番地の1	0865-69-2132	月～金 9:00～16:30 (祝祭日を除く) 第4日曜日9:00～12:00 (要予約)
	井原市	子育て支援課	715-8601 井原市井原町311番地1	0866-62-9517	月～金 9:00～17:15 (祝祭日を除く)
	総社市	社会福祉法人 総社市社会福祉協議会 総社市障がい者基幹相談支援センター	719-1131 総社市中央1-1-3 総社市総合福祉センター内	0866-92-8578	月～金8:30～17:15 (祝祭日を除く)
	高梁市	たかはし発達障害者支援センター	716-0011 高梁市本町33	0866-56-3952	月～金9:00～17:00 (祝祭日・年末年始を除く)
	新見市	新見市障害者地域活動支援センター (ほほえみ広場にいみ)	718-0003 新見市高尾2488番地13	0867-71-2166	日～金9:00～18:00 (土曜・祝祭日を除く)
	矢掛町	保健福祉課	714-1297 小田郡矢掛町矢掛3018	0866-82-1013	月～金8:30～17:15 (祝祭日を除く)
	浅口市	社会福祉課	719-0243 浅口市鶴方町鶴方2244-26 浅口市健康福祉センター内	0865-44-7007	月～金8:30～16:45 (祝祭日を除く)
	早島町	福祉課	701-0303 都窪郡早島町前潟360番地1	086-482-2483	月～金8:30～16:45 (祝祭日を除く)
	美作局	サポートステーション コスモス	716-1401 真庭市五名574-1	0866-52-4771	特に決めてはいません。 (ただし、電話等により事前に日程調整を行います。)
	美作市	健康づくり推進課	707-0014 美作市北山390-2	0868-72-7701	水～金8:30～17:15 (祝祭日を除く)
	鏡野町	発達支援相談窓口(保健福祉課)	708-0392 苫田郡鏡野町竹田660	0868-54-2986	月～金8:30～17:15 (祝祭日を除く) ※電話等により事前に日程調整を行います。

おかやま発達障害者支援センター

〒703-8555

岡山市祇園 旭川荘

☎086-275-9277

午前9時～午後5時(祝日を除く月～金)

おかやま発達障害者支援センター県北支所

〒708-8510

津山市田町31(津山教育事務所内)

☎0868-22-1717

午前9時～午後5時(祝日を除く月～金)

岡山市発達障害者支援センター

(愛称 ひかりんく)

〒700-0905

岡山市北区春日町5-6

岡山市勤労者福祉センター1階

☎086-236-0051

午前8時30分～午後5時15分

(土日・祝日・年末年始を除く)